

第 6 回検討会

第 7 条・第 8 条・正当化事由（総論）

事務局資料

目次

・第7条第1号	3ページ
・第7条第2号	6ページ
・正当化事由（総論）	12ページ
・第8条第1号	18ページ
・第8条第2号	21ページ
・第8条第3号	25ページ
・第8条第4号	27ページ

法律の規定

（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為）

第七条 指定事業者（基本動作ソフトウェアに係る指定を受けたものに限る。）は、その指定に係る基本動作ソフトウェアに関し、次に掲げる行為を行ってはならない。ただし、当該基本動作ソフトウェアが組み込まれたスマートフォンについて、サイバーセキュリティの確保等（スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティの確保、スマートフォンの利用に伴い取得される氏名、性別その他のスマートフォンの利用者に係る情報の保護、スマートフォンの利用に係る青少年の保護その他政令で定める目的をいう。次条において同じ。）のために必要な行為を行う場合であって、他の行為によってその目的を達成することが困難であるときは、この限りでない。

一 当該基本動作ソフトウェアを通じて提供されるアプリストアについて、次に掲げる行為を行うこと。

イ 当該基本動作ソフトウェアを通じて提供されるアプリストアを当該指定事業者（その子会社等を含む。次号において同じ。）が提供するものに限定すること。

ロ イに掲げるもののほか、他の事業者が当該基本動作ソフトウェアを通じてアプリストアを提供し、又はスマートフォンの利用者が当該基本動作ソフトウェアを通じて他の事業者が提供するアプリストアを利用することを妨げること。

二 （略）

〈御議論いただきたい主な事項〉

1. 「他の事業者が当該基本動作ソフトウェアを通じてアプリストアを提供し、又はスマートフォンの利用者が当該基本動作ソフトウェアを通じて他の事業者が提供するアプリストアを利用することを妨げること」について、ガイドラインでどのような事項を記載すべきか。

1. 「他の事業者が当該基本動作ソフトウェアを通じてアプリストアを提供し、又はスマートフォンの利用者が当該基本動作ソフトウェアを通じて他の事業者が提供するアプリストアを利用することを妨げること」について、ガイドラインでどのような事項を記載すべきか。

- ・本号は、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、自ら提供するアプリストア以外の代替アプリストアの提供を妨げることを禁止し、アプリストアの新規参入を促し、アプリストアに係る競争を促進しようとするもの。
- ・「妨げる」は多様な行為を含みうる要件であり、ガイドラインでは、「妨げる」についての一般的な考え方を示しつつ、想定される具体的な事例を示すことが、規制対象事業者による適切な法遵守のために必要。

- ▶ **「他の事業者が当該基本動作ソフトウェアを通じてアプリストアを提供…することを妨げる」には、他の事業者のアプリストアの提供の継続を困難にさせたり、新たなアプリストアの提供の開始を困難にさせたりする行為を含むものとしてはどうか。**
- ▶ **当該行為の評価に際しては、これらを困難にさせる蓋然性の高さを考慮することが考えられるのではないか。**
- ▶ **また、個別の事例に応じた判断になるものの、解釈の明確化の観点から、これらを困難にさせる蓋然性が高い行為として、例えば次頁のような事例をガイドラインにおいて例示することが適当ではないか。**

- 指定事業者の基本動作ソフトウェアにおいて代替アプリストアを配布するに当たって指定事業者による事前審査を行う場合に、代替アプリストアに対して、①事前審査に係る基準は同一であっても、その運用を、合理的な理由なく、特定の代替アプリストアが不利になるような形で行うこと、②指定事業者のアプリストアにおける個別ソフトウェアに係る標準的な審査時間を過度に超過して審査を行うこと又は③他の個別ソフトウェアに課される利用手数料よりも手数料の算定基礎を拡大するなどして高額な利用手数料等の金銭的負担を求めること。
 - 代替アプリストアで個別ソフトウェアを提供する個別アプリ事業者の大多数又は全てに対し、指定事業者の基本動作ソフトウェアを利用するための条件（個別ソフトウェアに求められる技術的要件等）を満たしていないなどとして、当該個別アプリ事業者が提供する個別ソフトウェアによる指定事業者の基本動作ソフトウェアの利用を不可とすること。
 - 代替アプリストアのインストールから代替アプリストア経由で個別ソフトウェアのインストールを行うまでの間に、当該インストールを断念する方向に誘導するような仕様（実際よりも当該インストールに危険性があるような印象を与える警告を表示する、当該インストールに必要な権限の許可を求める画面を合理的な理由なく何度も表示するなど）で表示すること。
 - 個別アプリ事業者が代替アプリストアを利用して個別ソフトウェアを提供する場合に、指定事業者が基本動作ソフトウェアの利用料等の名目で、例えば、以下の場合に金銭的負担を個別アプリ事業者に求めること。
 - ・ 指定事業者が求める当該金銭的負担と代替アプリストアを提供する事業者から求められる手数料（代替アプリストアを提供する効率的な事業者がその事業を継続できる水準の手数料）等の金銭的負担との合計額が、指定事業者が提供するアプリストアを利用する際に求められる手数料等の金銭的負担の額以下となるように設定することが困難となる場合
- ▶ **指定事業者は、これまで日本において徴収してこなかった手数料を規約等の改定により新たに徴収することとする場合も含め、指定事業者の手数料水準が指定事業者の負担するコストや個別アプリ事業者が得られる利益に照らして合理的な水準であることを、個別アプリ事業者等に対して説明することが望ましい旨を併せてガイドラインにおいて明記することが適当ではないか。**

法律の規定

（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為）

第七条 指定事業者（基本動作ソフトウェアに係る指定を受けたものに限る。）は、その指定に係る基本動作ソフトウェアに関し、次に掲げる行為を行ってはならない。ただし、当該基本動作ソフトウェアが組み込まれたスマートフォンについて、サイバーセキュリティの確保等（スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティの確保、スマートフォンの利用に伴い取得される氏名、性別その他のスマートフォンの利用者に係る情報の保護、スマートフォンの利用に係る青少年の保護その他政令で定める目的をいう。次条において同じ。）のために必要な行為を行う場合であって、他の行為によってその目的を達成することが困難であるときは、この限りでない。

一 （略）

二 当該基本動作ソフトウェアにより制御される音声を出力する機能その他のスマートフォンの動作に係る機能であって、当該指定事業者が個別ソフトウェアの提供に利用するものについて、同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用することを妨げること。

〈御議論いただきたい主な事項〉

1. 「基本動作ソフトウェアにより制御される・・・スマートフォンの動作に係る機能であって、当該指定事業者が個別ソフトウェアの提供に利用するものについて、同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用することを妨げること」について、ガイドラインでどのような事項を記載すべきか。

1－1 規律対象となる機能の範囲について

1－2 「同等の性能」について

1－3 「他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用すること」について

1－4 「妨げる」について

1. 「基本動作ソフトウェアにより制御される・・・スマートフォンの動作に係る機能であって、当該指定事業者が個別ソフトウェアの提供に利用するものについて、同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用することを妨げること」について、ガイドラインでどのような事項を記載すべきか。

1 - 1 規律対象となる機能の範囲について

- ・本号は、指定事業者の指定に係る基本動作ソフトウェアにより制御されるスマートフォンの動作に係る機能（以下「OS機能」という。）の利用に関し、①指定事業者による自己優遇を通じた競争者を排除する行為及び②指定事業者によるOS機能の利用の可否等の条件設定を通じた他の事業者の自由かつ自主的な事業活動を制約する行為を防止し、個別ソフトウェアの提供に係る公正かつ自由な競争を促進しようとするもの。
- ・個別ソフトウェアの提供に係る公正かつ自由な競争を確保するためには、本号の規律対象となる機能の範囲、すなわち、「当該指定事業者が個別ソフトウェアの提供に利用する」OS機能の範囲について、個別ソフトウェアの提供に係る競争の実態を踏まえた解釈・運用が必要。
- ・まず、指定事業者又はその子会社等が提供する個別ソフトウェアそれ自体において、OS機能が利用されているケースは規律対象となる。
例：音声を出力する機能については、音楽配信サービス等を提供する個別ソフトウェアそれ自体において利用される。
- ・また、規定の趣旨を踏まえれば、指定事業者又はその子会社等が提供する個別ソフトウェアと事実上一体として提供される他の商品又は役務においてOS機能が利用されるケースについても、当該OS機能は当該商品又は役務の提供と共に当該個別ソフトウェアの提供にも利用されるといえることから、規律対象とすべきではないか。
例：スマートウォッチ等のウェアラブルデバイスとスマートフォンとのペアリング機能については、当該ウェアラブルデバイスの設定をスマートフォン側で操作するなどの用途に用いられる個別ソフトウェア（いわゆるコンパニオンアプリ）の提供にも利用されるといえる。

▶ ガイドラインには、「当該指定事業者が個別ソフトウェアの提供に利用する」形態には、次の a 及び b の場合があることを記載してはどうか。

a 指定事業者又はその子会社等が提供する個別ソフトウェアにおいてOS機能が利用される場合

b 指定事業者又はその子会社等が提供する個別ソフトウェアと事実上一体として提供される商品又は役務においてOS機能が利用される場合

1. 「基本動作ソフトウェアにより制御される・・・スマートフォンの動作に係る機能であって、当該指定事業者が個別ソフトウェアの提供に利用するものについて、同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用することを妨げること」について、ガイドラインでどのような事項を記載すべきか。

1－2 「同等の性能」について

・指定事業者による自己優遇を通じた競争者を排除する行為等を防止し、個別ソフトウェアの提供に係る公正かつ自由な競争を促進するという規定の趣旨を踏まえれば、OS機能のうち、指定事業者又はその子会社等が個別ソフトウェアの提供に利用するもの（以下「本OS機能」という。）を利用するために複数の技術方式があるような場合には、それらにより実現される性能が同等であれば、他の事業者に対して、いずれの技術方式の利用を認める場合であっても、「同等の性能」の要件を満たすと整理することが適当ではないか。

▶ ガイドラインには、「同等の性能」との要件を満たすためには、本OS機能の利用の方式等について、指定事業者又はその子会社等が利用する場合と他の事業者が利用する場合とで同一のものとすることを必ずしも要しない旨を記載してはどうか。

1. 「基本動作ソフトウェアにより制御される・・・スマートフォンの動作に係る機能であって、当該指定事業者が個別ソフトウェアの提供に利用するものについて、同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用することを妨げること」について、ガイドラインでどのような事項を記載すべきか。

1－3 「他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用すること」について

- ・本号の規定の趣旨のうち、指定事業者による自己優遇を通じた競争者を排除する行為を防止する（前記①）という観点に立てば、指定事業者又はその子会社等が提供する個別ソフトウェアと他の事業者が提供する個別ソフトウェアとの間には競争関係があることが前提。
- ・他方で、指定事業者によるOS機能の利用の可否等の条件設定を通じた他の事業者の自由かつ自主的な事業活動を制約する行為を防止する（前記②）という観点に立てば、指定事業者又はその子会社等が提供する個別ソフトウェアと他の事業者が提供する個別ソフトウェアとの間に競争関係があることを必ずしも要しない。例えば、指定事業者又はその子会社等が、地図を提供する個別ソフトウェア（地図アプリ）を提供しているが、天気予報の配信のための個別ソフトウェア（天気予報アプリ）を提供していない場合であっても、地図アプリの提供に利用している位置情報の測位機能（本OS機能）を、他の事業者が天気予報アプリの提供に同等の性能で利用することを妨げれば、天気予報アプリの提供に係る公正かつ自由な競争が制限されるため、本号の規律の対象となると整理できるのではないか。

▶ ガイドラインには、指定事業者又はその子会社等が提供する個別ソフトウェアと他の事業者が提供する個別ソフトウェアとの間に競争関係を必ずしも要しない旨を記載してはどうか。

1. 「基本動作ソフトウェアにより制御される・・・スマートフォンの動作に係る機能であって、当該指定事業者が個別ソフトウェアの提供に利用するものについて、同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用することを妨げること」について、ガイドラインでどのような事項を記載すべきか。

1－4 「妨げる」について

・「妨げる」は多様な行為を含み得る要件であり、ガイドラインでは、「妨げる」についての一般的な考え方を示しつつ、想定される具体的な事例を示すことが、規制対象事業者による適切な法遵守のために必要。

- ▶ **本OS機能について「同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用することを妨げる」には、他の事業者による本OS機能の利用自体は認めつつ、契約上の条件や技術的な制約を課すなどによって、同等の性能での本OS機能の利用を困難にさせる行為を含むものとしてはどうか。**

構成員限り

- ▶ **当該行為の評価に際しては、当該利用を困難にさせる蓋然性の高さを考慮することが考えられるのではないか。**
- ▶ **また、個別の事例に応じた判断になるものの、解釈の明確化の観点から、問題となり得る行為として、例えば次頁のような事例をガイドラインに例示することが適当ではないか。**

【他の事業者が本OS機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用すること自体を認めない行為の例】

- 他の事業者が個別ソフトウェアの提供に本OS機能を利用するために必要となるAPI（Application Programming Interface）を公開しないことにより、技術的に、他の事業者が本OS機能を利用すること自体を認めないこと。

【他の事業者が本OS機能を個別ソフトウェアの提供に利用すること自体は認めつつ、かかる利用を事実上困難にさせる蓋然性の高い行為の例】

- 他の事業者が個別ソフトウェアの提供に既存の本OS機能を同等の性能で利用するために、他の事業者が指定事業者に当該利用に係る申請を行わせることとした場合に、適格な申請が行われたにもかかわらず、長期間に亘り、申請を行った事業者が本OS機能を同等の性能で利用できるようにする措置を完了しないこと。
- スマートフォンの利用者が他の事業者が提供する個別ソフトウェアの本OS機能の利用に係る権限を設定する画面において、当該権限を許可しない方向に誘導するような仕様（許可すると実際よりも危険性があるような印象を与える警告を表示する、当該権限の許可を求める画面を合理的な理由なく何度も表示するなど）で表示すること。

法律の規定

（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為）

第七条 指定事業者（基本動作ソフトウェアに係る指定を受けたものに限る。）は、その指定に係る基本動作ソフトウェアに関し、次に掲げる行為を行ってはならない。ただし、当該基本動作ソフトウェアが組み込まれたスマートフォンについて、サイバーセキュリティの確保等（スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティの確保、スマートフォンの利用に伴い取得される氏名、性別その他のスマートフォンの利用者に係る情報の保護、スマートフォンの利用に係る青少年の保護その他政令で定める目的をいう。次条において同じ。）のために必要な行為を行う場合であって、他の行為によってその目的を達成することが困難であるときは、この限りでない。

一 （略）

二 （略）

※ サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）
（定義）

第二条 この法律において「サイバーセキュリティ」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式（以下この条において「電磁的方式」という。）により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）を通じた電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む。）が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいう。

〈御議論いただきたい主な事項〉

1. 法の正当化事由と独占禁止法の正当化事由との関係についてどのように考えるか。
2. 法の正当化事由の目的として政令で定める事項の検討に当たり、どのように整理すべきか。
3. 正当化事由の目的として、どのような項目を政令で定めるべきか。

1. 法の正当化事由と独占禁止法の正当化事由との関係についてどのように考えるか。

- ・独占禁止法における正当化事由の判断に当たっては、主に、①目的の正当性、②手段の相当性の観点から判断するものと整理できる。
- ・法は、独占禁止法を補完するものとして、公正かつ自由な競争の促進という独占禁止法と同様の目的を掲げるなど、独占禁止法の考え方を参考にしつつスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアの分野に限定して立法したものである。

▶ **したがって、基本動作ソフトウェアやアプリストアの分野においては、独占禁止法において正当と認められる目的の範囲内で、法の趣旨に照らして正当化事由として認めるべき事項を政令で定めることが適当ではないか。**

2. 法の正当化事由の目的として政令で定める事項の検討に当たり、どのように整理すべきか。

- ・特定ソフトウェアを提供する事業者に関する正当化事由について、正当な目的として法定されているサイバーセキュリティの確保、利用者に係る情報の保護、青少年の保護以外の要素を整理すれば、以下の項目に大別できるのではないか。
 - ① ユーザーの安全性の確保
 - ② 法令に違反する行為の防止
 - ③ ユーザーの利便性
 - ③－1 基本動作ソフトウェア及び個別ソフトウェアの効率的な作動の確保
 - ③－2 ユーザーインターフェース又はユーザーエクスペリエンスの統一性の確保

▶ **上記の各項目について、前記1の考え方に沿って正当化事由の目的としての当否を検討していくのが適当ではないか。**

3. 正当化事由の目的として、どのような項目を政令で定めるべきか。

3－1. ユーザーの安全性の確保について

- ・公正取引委員会としては、過去の実態調査等において、「アプリの安全性確保による消費者の保護」は正当な目的である旨を示している。
- ・過去の独占禁止法違反事件訴訟においても、「（不適格な商品役務の排除等による）安全性の確保」が正当な目的であることは否定されていない。
- ・「ユーザーの安全性の確保」の趣旨には、サイバーセキュリティの確保、利用者に係る情報の保護、青少年の保護も含まれていると考えられる一方で、それら以外の「安全性の確保」として、バッテリーの発熱・破裂の防止、端末の性能の著しい低下といったハードウェアとしての端末の安全性の確保が考えられるのではないか。

▶ **スマートフォンの端末としての安全性の確保について、正当化事由として政令で定めるのが適當ではないか。**

3－2. 法令に違反する行為の防止について

- ・特定ソフトウェアを提供するプラットフォーム事業者は、個別アプリ事業者を含む各事業者が日本の法令を遵守することを確保し、ユーザーを保護するための取組を行っており、そうした取組は法の趣旨に照らしても否定されるべきものではない。
- ・過去の独占禁止法違反事件訴訟においても、「違法行為の防止」という目的の正当性は否定されていない。

▶ **法令に違反する行為の防止について、正当化事由として政令で定めるのが適當ではないか。**

3. 正当化事由の目的として、どのような項目を政令で定めるべきか。

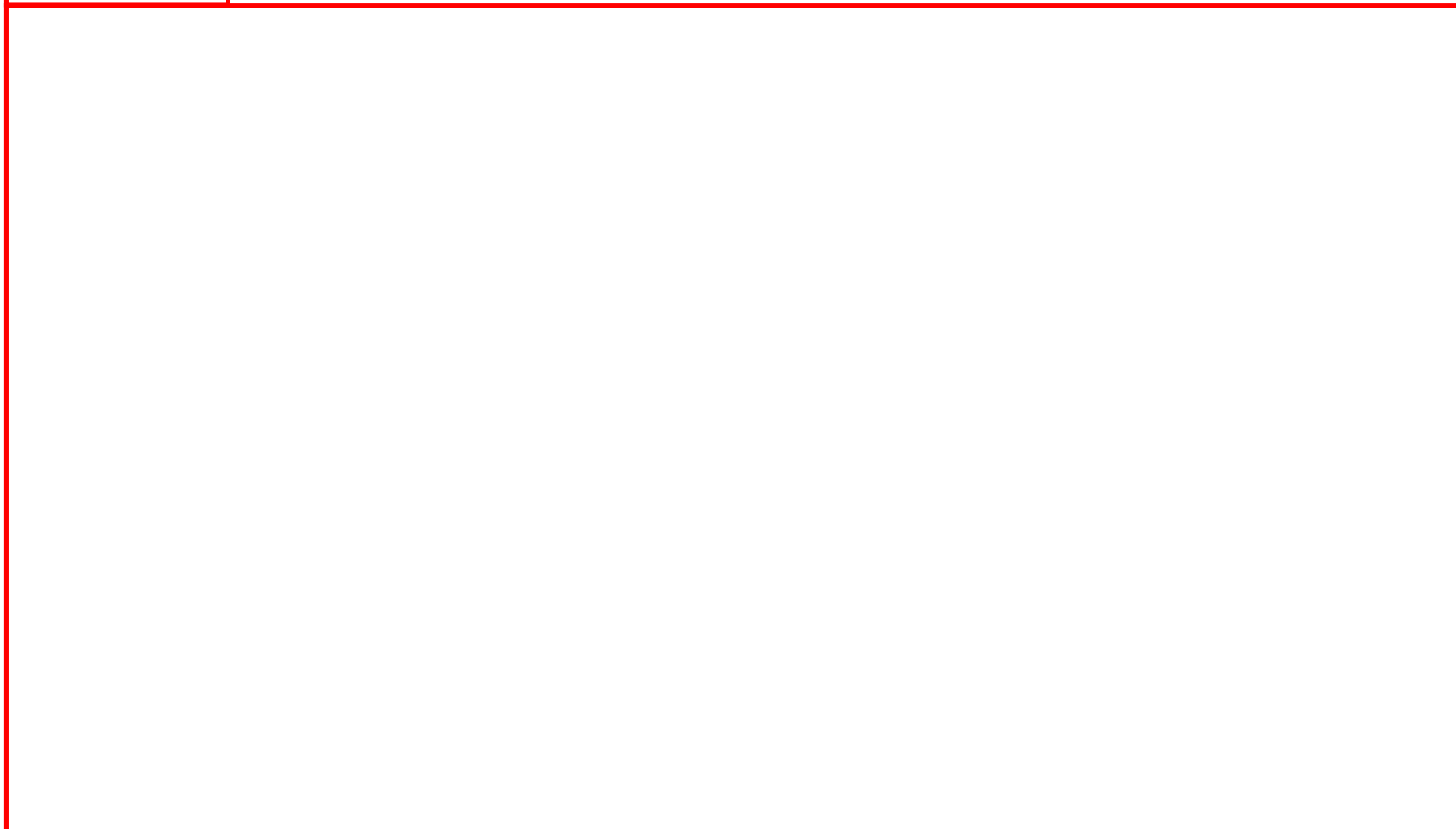
3-3. ユーザーの利便性について

- ・ユーザーの利便性の確保は重要である。
- ・他方で、例えばサードパーティのアプリや周辺機器にスマートフォンの機能を利用させることなどが、必ずしもユーザーの利便性の低下につながるわけではないのではないか。むしろ、スマートフォンの機能等が開放されることで、当該スマートフォンにおける多様なアプリや周辺機器の提供の機会が確保され、ユーザーの選択肢が拡大し、ユーザーの利便性を向上させる場合が大半であり、ユーザーの利便性が低下するような場合は、セキュリティ確保やプライバシー保護等の正当化事由の観点から問題が生じる場合に限られるのではないかと考えられる。
- ・すなわち、ユーザーを欺くような個別ソフトウェアの悪質な挙動（例：利用者に係る情報の同意なき取得）や、ユーザーが意図しない基本動作ソフトウェア又は個別ソフトウェアの挙動（例：ストレージに保存されたデータの毀損）を防ぐことは、他の正当化事由の項目で読むことができると考えられるのではないかと考えられる。

▶ **上記を踏まえれば、ユーザーの利便性については、正当化事由として政令で別途定めることまでは要しないのではないかと考えられる。**

○Google説明資料は以下のとおり。

構成員限り



○Apple説明資料は以下のとおり。

構成員限り

法律の規定

（アプリストアに係る指定事業者の禁止行為）

第八条 指定事業者（アプリストアに係る指定を受けたものに限る。）は、その指定に係るアプリストアに関し、個別アプリ事業者に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為（同号の個別ソフトウェアがブラウザである場合を除く。）にあっては、当該アプリストアが組み込まれたスマートフォンについて、サイバーセキュリティの確保等のために必要な行為を行う場合であって、他の行為によってその目的を達成することが困難であるときは、この限りでない。

一 当該個別アプリ事業者がその提供する個別ソフトウェアを通じて商品又は役務を提供する場合においてスマートフォンの利用者による当該商品又は役務の対価の支払の用に供する前払式支払手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。）その他の支払手段（以下この号において単に「支払手段」という。）に関し、次に掲げる行為を行うこと。

イ 当該指定事業者（その子会社等を含む。以下この条において同じ。）が提供する支払管理役務（スマートフォンの利用者が個別ソフトウェアの作動中に支払手段を用いることができるようにする役務をいう。以下この号において同じ。）以外の支払管理役務を当該個別アプリ事業者が利用しないことを当該アプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際の条件とすること。

ロ イに掲げるもののほか、当該指定事業者が提供する支払管理役務以外の支払管理役務を当該個別アプリ事業者が利用すること又は当該個別アプリ事業者が支払管理役務を利用せずにスマートフォンの利用者に対して支払手段を用いることができるようにすることを妨げること。

二～四 （略）

〈御議論いただきたい主な事項〉

1. 「指定事業者が提供する支払管理役務以外の支払管理役務を当該個別アプリ事業者が利用すること又は当該個別アプリ事業者が支払管理役務を利用せずにスマートフォンの利用者に対して支払手段を用いることができるようにすることを妨げること」について、ガイドラインでどのような事項を記載すべきか。

1. 「指定事業者が提供する支払管理役務以外の支払管理役務を当該個別アプリ事業者が利用すること又は当該個別アプリ事業者が支払管理役務を利用せずにスマートフォンの利用者に対して支払手段を用いることができるようにすることを妨げること」について、ガイドラインでどのような事項を記載すべきか。

- ・本号は、アプリストアに係る指定事業者が、自ら提供する支払管理役務以外の支払管理役務や支払手段の利用を妨げることを禁止し、アプリ内課金に関し、個別アプリ事業者による多様なサービスの提供等を通じ、支払管理役務間の競争を含め、個別ソフトウェアに係る競争を促進しようとするもの。
- ・「妨げる」は多様な行為を含みうる要件であり、ガイドラインでは、「妨げる」についての一般的な考え方を示しつつ、想定される具体的な事例を示すことが、規制対象事業者による適切な法遵守のために必要。

- ▶ **「妨げる」には、当該他の支払管理役務や支払手段（以下「他の支払管理役務等」という。）の利用を困難にさせる行為を含むものとしてはどうか。**
- ▶ **当該行為の評価に際しては、当該利用を困難にさせる蓋然性の高さを考慮することが考えられるのではないか。**
- ▶ **また、個別の事例に応じた判断になるものの、解釈の明確化の観点から、当該利用を困難にさせる蓋然性が高い行為として、例えば次頁のような事例をガイドラインにおいて例示することが適当ではないか。**

- 指定事業者が、アプリストア内での検索アルゴリズムを操作することによって、他の支払管理役務等を利用する個別ソフトウェアについて、他の支払管理役務等を利用していることを理由に、アプリストアにおける検索順位を低下させたり、アプリストアにおいてスマートフォンの利用者による発見が困難な位置に配置したりすること。
- 指定事業者が個別アプリ事業者に対し、他の支払管理役務等を利用した場合に求める手数料等の金銭的負担の水準が、指定事業者が提供する支払管理役務を利用する場合に求める手数料等の金銭的負担と比較して低額であっても、個別アプリ事業者が他の支払管理役務等（効率的な事業者が提供するもの）を利用するための金銭的負担と、他の支払管理役務を利用した場合に指定事業者が求める手数料等の金銭的負担との合計額が、指定事業者が提供する支払管理役務を利用する場合の手数料等の金銭的負担の額と比較してより高額なものとなっていること。
- スマートフォンの利用者が他の支払管理役務等を利用しようとした場合に、指定事業者が、合理的な理由なく、当該他の支払管理役務等がセキュリティ上問題がある旨の警告をするポップアップ又は指定事業者の支払管理役務の利便性を説明し指定事業者の支払管理役務を利用するように誘導するポップアップを表示したり、スマートフォンの設定を操作する個別ソフトウェアにおいて他の支払管理役務の決済の度に権限の許可等の設定変更を毎回求めたりすること。

法律の規定

（アプリストアに係る指定事業者の禁止行為）

第八条 指定事業者（アプリストアに係る指定を受けたものに限る。）は、その指定に係るアプリストアに関し、個別アプリ事業者に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為（同号の個別ソフトウェアがブラウザである場合を除く。）にあつては、当該アプリストアが組み込まれたスマートフォンについて、サイバーセキュリティの確保等のために必要な行為を行う場合であつて、他の行為によってその目的を達成することが困難であるときは、この限りでない。

一 （略）

二 当該個別アプリ事業者がその提供する個別ソフトウェア（以下この号において「本個別ソフトウェア」という。）を通じて商品又は役務を提供し、これと同一の商品又は役務をウェブページ又は本個別ソフトウェア以外の個別ソフトウェア（以下この号において「関連ウェブページ等」という。）を通じて提供する場合（これに準ずるものとして政令で定める場合を含む。）において、次に掲げる行為を行うこと。

イ 関連ウェブページ等を通じて提供する商品又は役務の価格その他の情報について、本個別ソフトウェアの作動中に表示されないようにすることを当該アプリストアを通じて本個別ソフトウェアを提供する際の条件とすること（本個別ソフトウェアを経由して関連ウェブページ等を閲覧できる機能として公正取引委員会規則で定めるものの利用を拒み、又は制限する条件を付することを含む。）。

ロ イに掲げるもののほか、本個別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に対して関連ウェブページ等を通じて商品又は役務を提供することを妨げること。

三・四 （略）

〈御議論いただきたい主な事項〉

1.

構成員限り

2. 「本個別ソフトウェアを経由して関連ウェブページ等を閲覧できる機能」として、何を公正取引委員会規則で規定すべきか。

3. 「本個別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に対して関連ウェブページ等を通じて商品又は役務を提供することを妨げること」について、ガイドラインでどのような事項を記載すべきか。

構成員限り

2. 「本個別ソフトウェアを経由して関連ウェブページ等を閲覧できる機能」として、何を公正取引委員会規則で規定すべきか。

- ・個別アプリ事業者が関連ウェブページ等を通じて自由に商品又は役務を提供するには、本個別ソフトウェアの利用者が関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の購入を欲した場合に、実際に購入するまでの操作が簡易な方法によって完結するようにすることが重要である。
- ・そこで、個別アプリ事業者に対しては、個別ソフトウェアにおいて関連ウェブページ等を通じて提供する商品又は役務の価格その他の情報を提供する手段に加えて、当該関連ウェブページ等へのリンクを提供する手段を確保するべきではないか。

▶ **具体的には、公正取引委員会規則において、リンクアウトの機能を定めることが適当ではないか。**

3. 「本個別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に対して関連ウェブページ等を通じて商品又は役務を提供することを妨げること」について、ガイドラインでどのような事項を記載すべきか。

- ・「妨げる」は多様な行為を含みうる要件であり、ガイドラインでは、「妨げる」についての一般的な考え方を示しつつ、想定される具体的な事例を示すことが、規制対象事業者による適切な法遵守のために必要。

▶ **「妨げる」には、本個別ソフトウェアにおける関連ウェブページ等を通じて提供する商品又は役務に関する情報の表示や、リンクアウトの提供を困難にさせる行為を含むものとしてはどうか。**

▶ **当該行為の評価に際しては、当該表示又は提供を困難にさせる蓋然性の高さを考慮することが考えられるのではないか。**

▶ **また、個別の事例に応じた判断になるものの、解釈の明確化の観点から、当該表示又は提供を困難にさせる蓋然性が高い行為として、例えば以下のような事例をガイドラインにおいて例示することが適当ではないか。**

- 個別アプリ事業者が個別ソフトウェアに含めるリンクアウトについて、その数を不必要に制限することや、リンク先のウェブページとして直接決済ページに遷移することを許容しないなど不合理な限定をすること。
- 個別アプリ事業者が個別ソフトウェアにおいて関連ウェブページ等を通じて提供する商品又は役務に関する情報の表示やリンクアウトを提供する場合に審査を要することとする一方で、適格な申請を受理し、その申請等に対する審査に要する合理的な期間が経過したにもかかわらず、当該申請に対する十分な応答をしないこと。
- 関連ウェブページ等を通じて提供される商品又は役務の情報提供が行われる際に、スマートフォンの利用者において当該商品又は役務の提供を受けることを断念させるような過剰な警告（外部サイトでの決済が危険であることを警告したり、指定事業者の課金システムの利便性を殊更強調する等）を表示したりすること。

法律の規定

（アプリストアに係る指定事業者の禁止行為）

第八条 指定事業者（アプリストアに係る指定を受けたものに限る。）は、その指定に係るアプリストアに関し、個別アプリ事業者に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為（同号の個別ソフトウェアがブラウザである場合を除く。）にあっては、当該アプリストアが組み込まれたスマートフォンについて、サイバーセキュリティの確保等のために必要な行為を行う場合であって、他の行為によってその目的を達成することが困難であるときは、この限りでない。

一・二 （略）

三 当該個別アプリ事業者が提供する個別ソフトウェアの構成要素であるブラウザエンジン（ブラウザの一部を構成するソフトウェアであって、ウェブページに係る情報を閲覧することができる状態に処理するものをいう。以下この号において同じ。）について、次に掲げる行為を行うこと。

イ 当該指定事業者が提供するブラウザエンジンを当該個別ソフトウェアの構成要素とすることを当該アプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際の条件とすること。

ロ イに掲げるもののほか、当該指定事業者が提供するブラウザエンジン以外のブラウザエンジンを当該個別ソフトウェアの構成要素とすることを妨げること。

四 （略）

〈御議論いただきたい主な事項〉

1. 「当該指定事業者が提供するブラウザエンジン以外のブラウザエンジンを当該個別ソフトウェアの構成要素とすることを妨げること」について、ガイドラインでどのような事項を記載すべきか。

1. 「当該指定事業者が提供するブラウザエンジン以外のブラウザエンジンを当該個別ソフトウェアの構成要素とすることを妨げること」について、ガイドラインでどのような事項を記載すべきか。

・本号は、アプリストアを提供する事業者が、個別アプリ事業者に対して、自ら提供するブラウザエンジン以外のブラウザエンジン（以下「他のブラウザエンジン」という。）の利用を妨げることを禁止し、個別アプリ事業者による多様な個別ソフトウェアの提供を通じた個別ソフトウェア間の競争を促進しようとするもの。

・「妨げる」は多様な行為を含みうる要件であり、ガイドラインでは、「妨げる」についての一般的な考え方を示しつつ、想定される具体的な事例を示すことが、規制対象事業者による適切な法遵守のために必要。

- ▶ **「妨げる」には、他のブラウザエンジンの採用自体は認めつつ、契約上の条件や技術的な制約を課すなどによって、当該利用を事実上困難にさせる行為を含むものとしてはどうか。**
- ▶ **当該行為の評価に際しては、当該利用を困難にさせる蓋然性の高さを考慮することが考えられるのではないか。**
- ▶ **また、個別の事例に応じた判断になるものの、解釈の明確化の観点から、当該利用を困難にさせる蓋然性が高い行為として、例えば以下のような事例をガイドラインにおいて例示することが適当ではないか。**
 - 他のブラウザエンジンを採用しようとする個別アプリ事業者が、指定事業者に対し、他のブラウザエンジンを採用することに係る申請等を要する場合において、指定事業者が、その申請等に対する審査に要する合理的な期間が経過したにもかかわらず、申請等に対する十分な応答をしないこと。
 - 指定事業者のブラウザエンジンを採用する場合に徴収するアプリストア手数料と比較して、他のブラウザエンジンを採用する場合に徴収するアプリストア手数料がより高額なものとなっていること。
 - スマートフォンの利用者が他のブラウザエンジンを採用した個別ソフトウェアを利用する際に、合理的な理由なく、当該個別ソフトウェアの利用がセキュリティ確保やプライバシー保護の観点から問題がある旨の警告をするポップアップを表示すること。

法律の規定

（アプリストアに係る指定事業者の禁止行為）

第八条 指定事業者（アプリストアに係る指定を受けたものに限る。）は、その指定に係るアプリストアに関し、個別アプリ事業者に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。（略）

一～三 （略）

四 当該個別アプリ事業者が提供する個別ソフトウェアに係る利用者確認（スマートフォンの利用者が個別ソフトウェアを利用する際に符号その他の情報により当該スマートフォンの利用者を他の者と区別して識別することをいう。）の方法について、当該指定事業者が提供するものを当該個別ソフトウェアの作動中に表示することを当該アプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際の条件とすること。

〈御議論いただきたい主な事項〉

1. 「当該個別アプリ事業者が提供する個別ソフトウェアに係る利用者確認・・・の方法について、当該指定事業者が提供するものを当該個別ソフトウェアの作動中に表示することを当該アプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際の条件とすること」について、ガイドラインでどのような事項を記載すべきか。

1. 「当該個別アプリ事業者が提供する個別ソフトウェアに係る利用者確認・・・の方法について、当該指定事業者が提供するものを当該個別ソフトウェアの作動中に表示することを当該アプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際の条件とすること」について、ガイドラインでどのような事項を記載すべきか。

- ・本号は、アプリストアを提供する事業者が、個別アプリ事業者に対して、自ら提供する利用者確認の方法以外の方法の利用を妨げることを禁止し、個別アプリ事業者による利用者確認の方法の選択に関する事業活動の制限を解消することで、利用者確認の方法を巡る公正かつ自由な競争を確保するもの。
- ・個別アプリ事業者が提供する個別ソフトウェアに係る利用者確認の方法について、当該指定事業者が提供するものを表示することがアプリストアの利用規約などにおいて条件となっていなければ、本号の問題とならない。
- ・仮に、個別アプリ事業者が提供する個別ソフトウェアに係る利用者確認の方法について、当該指定事業者が提供するものを表示することがアプリストアの利用規約などにおいて条件として明記されていなくとも、例えば、アプリストアの事前審査において、当該指定事業者が提供する利用者確認の方法を表示していない個別ソフトウェアに対し、当該審査の過程で、当該指定事業者が提供する利用者確認の方法を表示するように修正させる（修正させなければ当該審査を通過させない）という行為も、「・・・条件とすること」に含まれると解すべきではないか。

▶ 上記の趣旨をガイドラインで明記することとしてはどうか。